

教育再生実行会議
第4回議事録

内閣官房教育再生実行会議担当室

第4回教育再生実行会議 議事次第

日 時：平成25年3月22日（金）15:30～17:00
場 所：首相官邸2階小ホール

1. 開 会
2. 教育委員会制度に関する委員からの意見発表
3. 教育委員会制度に関する討議
4. 閉 会

○鎌田座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第4回「教育再生実行会議」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

安倍総理は国会日程の関係上、後ほど御出席される予定ですので、御承知おきいただければと思います。

最初に下村大臣より、一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣 皆さん、ありがとうございます。本会議の第4回会合に当たりまして、御挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、前回おまとめいただきました第一次提言を受けまして、文部科学省としては、3月7日に運動部活動での許されない指導の明確化や指導力向上に向けたガイドラインの策定のための有識者会議を発足させました。

また、3月13日に体罰禁止の徹底、懲戒と体罰の区別について、学校の指導に資するため、通知を発出いたしました。きょうも高校選抜野球、開会式がございまして、そこに私も出席をしまして、いじめについては加害者にも被害者にも傍観者にもさせないということぜひ徹底をしましょうという呼びかけと、野球界から体罰を一掃することを率先して高校野球を通じて進めていただきたいということ改めて甲子園、またテレビを通じて国民の皆様方をお願いをしたところでございます。

また、道徳教育の充実でございますが、これも有識者会議の人選を今進めております。速やかに検討を開始したいと考えております。このほかいじめ対策の法制化については、主な政党に第一次提言を説明し、議論を進めていただいているところでございます。このように皆様方からいただいた提言の幾つかは、早速、実行に移しているところでございます。御報告を申し上げます。

先月27日に中央教育審議会総会が開催されました。私から、教育再生実行会議と中教審の関係について、教育再生実行会議からは改革の方向性をお示しいただき、それを受けて中教審においては、具体的な実施方策や法制化にかかわる事項について検討を進めていただくようお願いいたしました。そのため、教育再生実行会議の議論の状況は中教審委員に対しても速やかにお伝えしていくこととしております。

二重の議論にならないように、役割分担を明確にしながら、なおかつ即効性のあるトータル的な対応になるように配慮しながらさせていただければと思っております。

また、教育再生実行会議と重なる部分で、今日もございますが、産業競争力会議というのが政府の中にもございます。産業競争力会議でもグローバル人材の育成ということで、特に大学人材育成については既に先行した議論がされているところでもございますので、この教育委員会について今日御議論いただくことになっておりますが、これも論点整理ができれば、ぜひこちらのほうは、その後、法制化に向けて中教審のほうに諮問させていただき、できるだけ早く大学教育における質と量、そしてグローバル社会の中でどのような人

材育成が必要かということについて、これは時間をかけて教育再生実行会議で御議論をしていただければと思います。

この教育再生実行会議の議論の内容が中教審だけでなく産業競争力会議に対してもしっかりとした連動した発信になるような形で御議論をいただければと思いますし、産業競争力会議の中でどんな議論がされているかということについて、改めて各委員の方々に資料として後日お送りするなりお届けするなりさせていただければと思います。

本日は、前回に引き続き教育委員会制度についての御議論をいただきます。実際に視察していただいた教育委員会の会議の実情等も踏まえながら、忌憚のない御意見を賜りますようによろしくお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日は、前回に引き続き教育委員会制度について御議論いただきますが、前回会議におきまして委員の皆様からさまざまな御意見を頂戴いたしましたので、私と事務局で項目ごとに整理したものを資料1として配付しております。

本日は、八木委員、貝ノ瀬委員から教育委員会制度に関する意見発表をいただき、さらに議論を深めていきたいと思ひます。

また、前回の会議での曾野委員からの御意見を踏まえ、資料4に記載しましたように、私も含め委員の皆さんで実際に教育委員会を視察し、教育委員の方々と意見交換を行っていただきました。また、委員の中には御自身で教育委員会へのヒアリングを行っていただいた方もいらっしゃいます。視察でお感じになった点なども御紹介いただきながら御議論いただければと思ひます。

それでは、最初に、八木委員より意見発表をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○八木委員 私は資料2を用意しておりますので、それをご覧いただければと思ひます。

教育委員会制度についての見直しと申しますか問題点を指摘するということにつきましては、大津市の教育委員会、さらに大阪市教育委員会、昨日は兵庫県のたつの市の教育委員会の問題が浮上しております。

これは教師による体罰が行われて生徒が自殺した。これを教育委員会として隠蔽した。なんと19年前のことなのだそうではありますが、さらに文部科学省から何か指示があるかなと思ひていたけれども、指示がなかったと。これは後で述べますけれども、指示の権限がないというところともかかわってこようかと思ひます。

以上の事象を取り上げまして、私からは大きく2点をこの場で申し上げたいと思ひます。

1つは、教育委員会制度の問題ということですが、2番目は、国と地方との関係、ここでは文部科学省と地方教育行政との関係、この2点について申し上げたいと思ひます。

そこで資料の順番で話をしてみたいと思ひます。

1、地方教育行政について指摘されている課題ということで、これは文部科学省の初中

局が配付した資料でありまして、この内容につきましては皆さん御承知としますので、省略をいたしたいと思います。

2として、私からそれ以外の問題点として10点挙げました。

1つは、教育行政が教育事務所を含めて4層構造になっている。

次に、教育委員会の所管するテーマが広く、権限が強すぎる。

さらに、大きな1との関係ですけれども、教育行政が結局教育委員会事務局主導となっている。

また、地域によっては、この事務局と現場教員、OB、校長会、地元の教員養成系大学、教職員団体との関係が強く、「マフィア化」している。

また、その結果、身内のかばい合いや隠蔽体質が生じている。

さらに、「マフィア化」によって教職員の政治活動の禁止など法令遵守が徹底されていない。

次に、これも権限があいまいだということからなのでありますけれども、市町村教委が県費負担教職員に対して権限を発揮できない。

さらに「政治的中立」を理由に「マフィア化」している教育村に対して首長や議会が意見を言いにくい空気がつくられている。

次に、「政治的中立」を理由に政治家の意見をシャットアウトする一方で、各種の圧力団体の圧力に弱く、「不当な支配」を招いている。

最後でありますけれども、教育委員会に対する文部科学省の権限が弱く、法令遵守の徹底や「違法状態」の是正ができない。

こういった問題点を挙げてみました。

この教育委員会の制度についての改革のモデルにつきましては、従来、さまざま言われているところでありますけれども、ここでこれまで言われていることについて4つ挙げて、最後に私の意見を述べたいと思います。

1つは、現行制度を活性化させるというモデルであります。ただ、これは首長や教育委員の皆さんが一人一人非常に頑張らないと難しいシステムだということでもあります。

2番目として、日本維新の会あたりが唱えているものと近いと思うのですが、教育委員会を廃止し、教育行政を公選首長のもとに置くということです。

3番目として、これはかつて民主党が唱えていたように思いますけれども、教育委員会の権限を縮小、停止して学校に権限を移すということ、現場の裁量を大きくするということがあります。

4番目として、教育委員会の設置を自治体の選択とするということでもあります。

5番目として、私の改革モデルを示しました。

これが大きな4であります。

私の視点としましては、(ア)としまして、個々の首長や教育委員の頑張りや熱意によって機能するのではなく、制度として課題・問題点をクリアできるものとする。

同じことなのですから、現行制度の基調になっている、いわゆる「レーマン・コントロール」は虚構にすぎないとの認識を持つべきだと。

先日、前横浜市長の中田宏、現在は衆議院議員ですが、お話を伺う機会がありまして、横浜のような非常に大きな都市におきましては、有能な教育委員の確保もできるということでもありますけれども、小規模な市町村におきましては、なかなか「レーマン・コントロール」というのが機能しにくいという意見を伺ったところでもあります。

2 ページ目をごらんいただきます。先ほども触れたところでもありますけれども、教育委員会が所管するテーマが非常に広いということで、教育行政部局が所管する職務を厳選・縮小して学校教育に特化させてはどうかという視点。

その次に、教育行政の責任者を明確にする。現在は、教育長なのか教育委員長なのか、合議体の教育委員会が決定機関ということになっておりますので、権限があいまいだという指摘は御承知のとおりであります。

次に、首長との関係であります。首長は教育行政の責任者を通じて間接的にコントロールする。

さらに、首長の教育行政の過度の関与を制度的にチェックする。

最後は、国と地方との関係でありますけれども、国の責任と権限を明らかにするということでもあります。

そして、私としての具体的な制度設計の案であります。大きく4つの側面から挙げたものが以下のものであります。

1つは、教育行政の体制についてであります。教育行政部局のトップを常勤の教育長とする。さらに教育長の任命は、首長が議会の同意を得て行う。さらに教育長の任期は、首長の任期と連動させる。決定機関は教育長とする。そして、教育長のもとに有識者による諮問機関を設置する。また、諮問機関とは別に教育行政・学校運営を評価・監査する機関を設置する。両機関は連携して教育長を支援・助言する。各委員は非常勤とし、議会の同意を得て教育長が任命する。委員の任期は教育長と連動する、このような視点を出しております。

その次に、教育行政部局の体制であります。いろいろ書いてありますけれども、大きく言いますと教育行政部局職員あるいは管理職と一般の教職員のラインを別にしてはどうか。時々混じることは結構なものですけれども、ラインを別にして養成・研修も別にしてはどうか。現在、学校運営あるいは学校経営についてのマネジメント能力というのは非常に高いものを求められているように思いますけれども、現場の教員の経験者がそのまま管理職になって果たして十分に機能するのかという問題であります。

3番目として、国、都道府県、市町村との関係であります。これも先ほどから述べているとおりなのでありますけれども、県費負担教職員に対する市町村教育行政部局の権限を強化するという。その具体例として、県費負担教職員の人事権を市町村の教育長が有するとする。更に、小規模自治体の教育行政の広域化を進める。

その次が重要な点でありますけれども、法令遵守の徹底や「違法状態」の是正ができるよう、文部科学省の地方自治体への権限を強化するという事で、これは別紙でございます。

3～5ページ、別紙に大臣が自治事務に関して行う指示の例の一覧表であります。一番上に囲みで入っているものは、文部科学大臣の指示の要件が書かれております。これを見ますと、非常に発動要件が厳しくて、法令の規定に違反するものがある場合、または当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合、さらに児童、生徒等の生命または身体の保護のため、緊急の必要があるとし、さらにただし書きとして他の措置によってはその是正を図ることが困難である場合に限るという非常に厳しい要件がありますが、他の省庁の大臣が持っている権限は、いちいち取り上げませんけれども、ご覧のとおり地方自治体に対して一定程度の権限を持っている。これが文部科学省においては、他の省庁並みの権限がないことから、法令遵守の徹底や違法状態の是正ができないという法制度上の問題があるということをご指摘したいと思っております。

また戻っていただきまして2ページ目でありますけれども、文部科学省の地方教育行政に対する権限を強化すると同時に、国に独立した第三者機関、これは既に第一次安倍内閣のときの教育再生会議の第一次報告でも挙げられておりますが、これを設置し、厳格な外部評価・監査システムを導入してはどうかということ。

最後、学校の体制についてでありますけれども、教育行政の部局の体制との関わりもありますけれども、教職員を管理職登用で評価するのではなく、教職員としての職階で評価する。ラインを別にすることとの関連であります。

さらに、教職員の「政治的中立性の確保」を図るべく政治活動の禁止の厳格化など、法令遵守を徹底させる。学校規模の適正化を進める。

このようなことを私なりに整理いたしました。不十分な点、いろいろあるかと思っておりますけれども、これが私からの教育委員会制度の問題点と今後の方向性についての私見でございます。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

いろいろと御質問や御意見もあろうかと思っておりますけれども、引き続きまして貝ノ瀬委員より意見発表をお願いし、お二人の御発表をあわせて議論の対象とさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○貝ノ瀬委員 では、失礼いたします。資料3をご覧いただきたいと思っております。

ポンチ絵に描かれていると思っておりますが、大きくは、まず現行の制度について簡単に御説明をし、その現状の課題について、改革のための幾つか案が出ておりますが、それらを概観し、最後に私の改革案をお示ししたいと思っております。

まず、現行の制度でございますが、皆さん視察などもされて御承知だと思いますけれども、復習の意味でということですが、教育委員会制度は戦前の反省から政治的に中立とい

う制度を維持しております。これは首長から独立した行政委員会、この執行機関として設置されているというものでございます。やはり首長が選挙等で変わったりする場合の教育がころころ変わるというのも子供たち、市民に負担が生じるわけですので、継続性と安定性が確保されなければならないということでございます。教育はいわば直角のカーブというのはないのではないかと思います。継続性・安定性が重視されるものだと思いますが、また同時に、地域住民の意向の反映が求められているわけでありまして、民意の反映ということでもあります。かつては公選制などがありましたけれども、混乱があつて現在のような形になって、一定の民意の反映ということになっているわけでございます。

そこにありますように、教育委員会の委員さんは首長が議会の同意を得て任命しているわけで、教育長は教育委員でもあり、また専任の事務局の長でもあるということでございます。事務局を指揮監督しているわけでありまして、教育委員さんは同時に教育長以下の事務局を任命し、指揮監督するという制度になっているのが現状の制度です。

その課題でございますけれども、大きく2つありますが、1つは教育行政の責任の所在があいまいであるということでございます。教育委員は非常勤であつて、いわば「レーマン・コントロール」ということであつて非常勤ということでもあるのだと思いますが、現在のような教育課題が非常に複雑になってきますと、レーマンではなかなか手に負えないということで、実質は教育長以下の教育委員会事務局が担っているというのが現状ではないかと思いますが、そういった中で教育委員会が教育長を指揮監督するということについては、非常勤の職が専門家集団の常勤職を指揮監督するというのは限界があるのではないかと考えております。

教育行政の予算でありますけれども、これは首長が持っているわけございまして、そして学校の設置者、運営者は市町村、教職員の人事権は都道府県の教育委員会ということで、基礎自治体と都道府県の教育委員会との間にもねじれがあるということでありまして、そういった意味では市区町村の基礎自治体のほうだけでは責任が果たせないということでございます。

地域住民の民意の反映ということでございますけれども、教育委員会が教育の最高意思決定機関であるということではありますけれども、事実上形骸化しているのではないかと考えてございまして、これは幾つか理由がありますけれども、やはり教育委員さんは皆さん別に本業を持ってらっしゃいまして、会議も月1回か2回で事務局の報告を聞いて指揮監督するというのはなかなか困難ではないかということでございます。会議自体が事務局の報告の追認という形にならざるを得ないという現状があるだろうと思います。

本市はそういった面も克服するために、毎週、市長、副市長、教育長との首脳部会議をもつて、意思疎通を図りながら市内の学校は全てコミュニティ・スクールでございまして、学校の意向、市民の意向も十分に反映しながら推進しているわけでありまして、しかし、私が言うのもおこがましいですけれども、一部の自治体が円滑にしているということであっても、残念ながら全国が全てそうとも言いきれないということがあるだろう

と思います。

2 ページ、そこで幾つか制度の改革について、いろいろ案がさまざまな方々から出ておりますけれども、大体共通しているのは教育の政治的中立性を確保しなければならない。しかし、教育行政の権限と責任ははっきりさせていかなければならないのではないかと、いうことは共通しているように思います。

A案であります、教育長が首長から独立して教育事務を行うということで、教育委員会は教育の基本方針の審議等を行うということでもあります。教育委員会のメンバーは、教育長が委員を選任するというところでございますが、教育長自体は首長が議会の同意を得て任命するというところであります。当然、これは首長からの一定の独立があるということでございます、教育行政の責任を教育長に一元化するというところでありますし、また政治的中立は首長からの独立によって担保されるということで、首長を通じた民意は一定程度反映される。

B案でございますが、教育委員会が教育事務を行うこととしながら、現状をベースとしながら、教育委員長と教育長を一元化していくというB案でございます。これは首長が教育長も含めて教育委員さんを議会の同意を得て任命するという現行と似ているわけですが、教育委員長の存在と教育長を一元化することです。そこで責任を明確にするということでございます。ただ、これには政治的中立性は確保できますけれども、首長を通じた民意の反映には限界がありますし、教育長の正確のあいまいさというのはまだ課題が残るだろうということでございます。

3 ページ、C案ですが、これはいわば直に教育長も首長のラインにしてしまう。直結した部下にしてしまうということです。教育委員会は首長の教育事務をチェックするというところでございまして、教育行政の責任は首長に一元化してしまいます。首長が教育の責任者だということでございます。これは政治的中立の確保に大きな課題が残るのではないかと考えられます。

B案は、A、B、Cの案または選択制です。地域に応じた教育行政があつていいのではないとも言われますけれども、しかし、これは地域によって責任の所在がばらばらになるということもありますし、全国どこまでも責任ある教育行政を確立するという点については大きな課題が残るということで、選択制についても問題があるのではないかと考えております。

そこで、改革案といたしまして、キャッチフレーズは地域とともに成長し続け、責任ある教育行政を築くということでございます、3 ページの下にポンチ絵がございまして、教育長は議会の同意を得て今までどおり首長が任命をするのだということで、首長から一定程度独立しておりますが、教育長がいわば教育委員を選任する。しかし、教育委員会のメンバーは提言と諮問の機関とするということでございます、教育長の職務権限は教育委員長が持っていたものも全部教育長のほうに一元化していくということで責任体制をはっきりさせるということでございます。

教育の基本方針などについて審議をしてもらうわけでありますが、チェック機能として拒否権なども検討していいのではないかと思います。そこで、教育委員さんのメンバーですけれども、これは教育長が選任するわけでありますが、各学校のコミュニティ・スクールということが前提でございますけれども、学校運営協議会が設置された学校の会長さん等の代表が教育委員を担うということございまして、民意をしっかりと反映していくということでございます。

そこで4ページに文言で少しまとめてございますけれども、1つが教育行政の責任体制を明確にするために、首長が議会の同意を得て任命する教育長が首長から独立して教育事務を行うということ。ですから、教育責任者は教育長であるということです。

2つ目は、政治的中立性・安定性は確保するというので、教育長は首長のラインとはせずに、所定の事項、例えば教育行政の基本方針ですとか教育内容等は教育委員会が審議をするということございまして、首長との関係においては、予算や事務局職員の交流人事については教育長の意見を十分に尊重するという仕組みを考えていく必要があるのではないかと思います。

3つ目ですが、地域とともにある教育行政とするために、地方教育行政の47条の5、これは地教行法に平成16年改正がございまして、当時、自民党の政権下で地教行法が改正されたわけでありますが、コミュニティ・スクールの設置を今できる規定になっておりますけれども、努力義務とするということございまして、この代表が教育委員を担うということでございます。学校運営協議会の委員は教育委員として首長の意向とともに地域の民意も反映させるということで二元的な民意を反映していくということでございます。

4つ目ですが、当然、教育の責任者は教育長、教育委員長と教育長の権限、職務責任なども一体化していきますので、当然教育長の資質・能力が極めて重要になってくるということで、現職の教育長はもちろんですけれども、教育長候補者の研修等で「学び続ける教育長」の育成に国が関与するべきだと思います。ですから、首長による教育長の選任に対しては、議会で候補者に直接問い、その資質・能力をチェックするということでございます。アメリカの議会の閣僚などについては、議会の質疑応答などがありますけれども、そういうこともあっていいのではないかと思います。

やはり教育長は全国大体行政系の方か、または教育系の方かということになりますが、行政系の方は教育については難点がある。また教育系の方は行政の面で十分でないところがありますので、両方補えるということが必要であって、そういう面での資質能力の育成が必要ではないかと思います。

5つ目ですが、これは都道府県との教育委員会の関係でもあるのですが、設置者である基礎自治体の市区町村に人事権と責任を持たせるということが極めて大事だと思います。よく人材確保が難しいとかおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、一定規模の区域で人事組合等をつくって人事の調整を行うということすとか、研修なども積極的に行っていくということが重要ではないかと思います。

6つ目は、基礎自治体の市区町村の権限と責任体制を確立するというに伴いまして、やはり全国2,000ぐらい区市町村がありますので、そこがしっかりした教育を行ってもらうという意味で地方の教育水準を保障するための国の機関による外部評価・監査システムの導入を必要とすると思います。イギリスで言えばOfSTEDのような機関が必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、お二人の発表への質問も含め、御意見をお伺いしたいと思います。最初に地方教育行政の体制の在り方について30分程度御議論いただき、その後、国、都道府県、市町村の役割・権限について15分程度の御議論をお願いしたいと思います。

まず、地方教育行政の体制の在り方、すなわち教育委員会の性格、位置づけの在り方、首長、教育長、教育委員の関係などについて議論したいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、蒲島委員、次に尾崎委員をお願いいたします。

○蒲島委員 お二人の委員のペーパーを拝見しまして、まず私の感じと違う点もあり、私の考えを述べさせていただきます。

5年間の知事としての経験から全体的に言うと、教育委員会の継続性と中立性と地域住民の意向の反映という面から、ドラスティックに変更を要するとは考えていません。ただ、法制度と実態に乖離が生じていることは確かです。

1つは、今、教育長は教育委員による互選ということになっていますが、実際は、首長が議会の同意を得て教育長を選ぶという実態になっています。法改正を行い、教育長兼教育委員を首長が任命する。そうすることによって任命責任が明確になるのではないかと思いますし、そういった改革が必要だと思います。

2番目は、教育委員会は教育行政の基本的な方針の審議決定を行い、例えば具体的な人事の任命や配置、規則や規程の制定は教育長が行うこととすれば、先ほど言ったような責任の明確化ができるのではないかと考えています。

以上が、私の教育委員会の在り方についての考え方です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、尾崎委員、どうぞ。

○尾崎委員 私もこの5年間、地方自治体の首長として仕事をさせていただいてまいりました。その経験を踏まえてお話をさせていただきたいと思うのですが、私は教育委員会の制度、一定の見直しが必要なのではないかと考えておるところです。

正直なところ、高知県は体力も学力も非行とか、いずれも全国ワーストクラスという中で、本当に必死になって教育改革の取り組みを進めてきました。今の現行の教育委員会の制度でも、さまざまな形で教育改革の取り組みを進めてこられているのは確かであります。ただ、これは非常なる努力で教育委員会の教育長さんと私たち、予算編成を通じての事務

局の皆さんと私たちとの間で密なコミュニケーションをとっていたからこそできていたことで、問題は、こういうコミュニケーションがとれないような自治体というのが幾つか生じていて、ゆえに迅速に対応ができず、さまざまな問題を起こしているという事例が全国に見えているのではないかと。

属人的にしっかり話ができる人間関係が築けているかどうかということではなくて、制度の問題ですから、そうでなくとも一定機能するような、いわゆる属人性を排した、制度として機能するべきものをつくっていく必要があるということが非常に大事なのではないかと考えておるところです。

もちろん、政治的中立性、継続性、安定性が重要であるということは言うまでもありません。これはしっかりと守っていかなければならないと思いますが、その上で特に責任と権限を明確にし、地域住民の意向の反映がしっかりとされ、かつマネジメント機能が充実されて施策の実効性が向上するような制度であるということ、こういう制度をぜひ追求していくべきではないかと考えておるところです。

まず、権限と責任の1対1対応をしっかり確保すること、また地域住民の意向の反映についてということなのですが、今、首長から一定教育委員会が独立して教育委員長が最終的な責任を負うという形になっていますが、私たちが選挙に出て住民の皆さんと話をしているときに、済みません、皆さん、教育の話は教育委員会ですから、私に言われてもと言って、それが通用するわけないのでありまして、現実問題として有権者の皆さんと私たちが接していて、それは多くの時間がこの教育問題についてのやりとりに割かれることが多い。実際、地域住民の皆さん方は選挙で選ぶ公選首長に対して教育問題を何とかすべきであると強い御意向を持っておられるし、逆にその意向を反映できる最大の場というのは首長の選挙のときなのではないかと思えます。

ですから、選挙で選ばれて、また民意を反映した首長の一定意向を呈する形で教育行政が執行されていくという形をとっていくことが非常に重要ではないのかなと思っておりまして、そういう観点から、私は教育長を教育行政の執行機関とすべきであって、教育長は首長が任命する。

あともう一つ、任期の間、一切変えることができないということであれば、その民意の反映をしていないということが途中でわかってもし一切手出しができないということになっては現実問題として首長としての責任を果たせないのではないかと。今、罷免の権限がありますけれども、罷免の権限について成果を上げていない場合などについても罷免できるという権限を考えていくべきなのではないかと。

ただ、これらが政治的意向に基づいて行われていくようであっては絶対いけません。そういう観点からもしいずれにしても任命にしても、罷免にしても、議会の同意を要するというチェック機能を一定かましておくことが重要ではないかと考えているところなんです。

あともう一つ、先ほど来、権限と責任の1対1対応の話と地域住民の意向の反映の話申しあげましたが、残念ながらマネジメント機能をもっと向上させる必要がある。ゆえに

それを通じて施策の実効性を向上させる必要があるという点について、残念ながら非常勤の委員から成る教育委員会で果たして専門家である教育長をどれだけ指揮監督できるのだろうかという疑問はいまだに残るのではないかなと考えています。やはり教育長が教育行政の執行機関としてしっかりと責任を持って執行するというを名実ともにはっきりさせていくということが重要ではないのかなと考えております。

ただ、その上で政治的中立性を確保する、また継続性、安定性を確保するという観点からも、教育長のもとに諮問機関のようなものを設置して、現在の教育委員会のようなものを設置しておいて、その機関によっていろいろなさまざまなチェック機能を発揮してもらうという制度がよろしいのではないかなと考えています。

その際、教育行政を推進していく上において、中立性を担保するために、継続性、安定性を担保するためにこういう事項については必ず諮問機関に対して諮って、かつ同意を得なければならぬという専管事項を法定しておいて、このところの中立性を法的に担保する、継続性、安定性を法的に担保するという仕組みが必要ではないかなと考えております。

責任と権限を明確にし、民意の反映を可能とし、そして実効性あるマネジメントができるようにし、かつ政治的中立性、継続性、安定性を確保する施策として、私はそういった制度がいいのではないかな。ただ、一個一個もう一段細部は詰める必要があろうかと思いませんけれども、おおむね方向性として私はそのように考えております。

○鎌田座長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 提出したペーパーで説明したいと思います。

日本の将来を担う児童・生徒の育成には、環境づくりや優秀な教師の育成、確保といった面で、行政の役割に負うところが非常に大きいと考えます。教育立国を目指すために国の教育方針が明快でわかりやすく、あと人的、特に財政的な面での強いテコ入れが必要だと考えます。柔軟な発想と行動力に富んだ伸び伸びした教育現場になるような環境づくりが非常に大切です。そこに最も問題があるのではないかなと思います。

もし、教育委員会制度がそのまま残るのであれば、学校教育再生のために特に以下の2点について、その実現に向けて努力する教育委員会であってほしい。無理であれば制度はきっちりと改革したほうが良いと考えます。

教育行政の基本理念とペーパーに書きましたが、教育行政の基本方策として、教員に対する圧倒的な待遇改善で、優秀な人材の確保を目指す教育委員会であってほしい。第2には、教員定数の抜本的な改善、少人数教育の実現で教員負担の軽減を目指す教育委員会であってほしい。

なぜかといえば、現状の教育課題の多さを見れば、教員が疲弊し学校現場の教育力が失われているということが明確です。なかなか問題は解決出来ません。

学校や教育委員会の秘密主義との絡みで現場の問題の4点に書きました。まず、学校現場では校長と副校長の関係性に問題が生じやすく、いろんな学校にこの問題が生じています。次に、貝ノ瀬先生や八木先生のお話にもありましたが、行政事務経験の乏しい学校の

主幹や主任教諭が校務運営に当たるわけですが、経験が乏しく十分に学校での役割が機能していません。一般教員と管理職との間にいるこのような中堅教員が右往左往して不信感と多忙感を強めています。

調整弁ともいえる副校長先生の役割は特に大きいのですが、教育課題が多いなかで校務量が増加しています。教育委員会、学校現場に入れば校長と一般教員との間の板挟みになっているのです。主幹から副校長・教頭などの管理職を目指す者が圧倒的に少なくなっている背景です。

それを補うためだけではありませんが、社会人校長等の投入が行われています。東京都の現状を見る限り、社会人校長の採用数は、その後、一向にふえていない。都立高校では、せいぜい5～6人止まりです。なぜふえないかということも考える必要があります。現場の状況や教員一人一人の気持ちに触れるような学校運営や学校経営は、教育現場外から着任した社会人校長にも難しい実態があるのではないかと私は思っています。

私は日ごろから部下の教員に、学校教育のプロだという自負心を持って管理職を目指し、しっかり学校現場を支える教師であってほしいと言っています。

最後になりますが、いずれにせよ上部の教員委員会の責任体制があいまいな状況の中で現場は動いている。実際、その機能を担うのは教育行政事務局だと思いますけれども、その下で動いている。意思決定も遅れるし、その決定の内容も非常にあいまいなものになって混乱する。そのことが大きな問題となって現場に影響してきているのではないかと考えております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかの御意見はいかがでしょう。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 1月、2月、3月と首長さん、または教育長さん、教育委員会の教育委員長や教育委員の方、また教育委員会の会議を傍聴させていただきました。その感想を民間企業の経営者の立場からお話をさせていただきますと、それぞれ教育委員の方、教育長、また当然首長の方々、すごく見識のあるすばらしいの方々だと思いましたが、なぜか釈然としないものがございました。

それは何かといいますと、教育委員会は潰れない、学校も潰れない、ということなんです。民間企業は当然倒産する可能性があるわけです。ある調査機関のデータでは、30年もつ会社というのは2%で、98%は淘汰され、さらに50年の場合は、99.3%が淘汰されると言われています。100年だと99.97%が淘汰されます。

民間の厳しい経営環境の中で、世界と戦っている、大競争している企業を取り入れている経営手法の1つに日本経営品質というのがございます。ちょうど先ほど何人かの委員のお話の中にもありましたが、評価・監査、また教育水準を保証する機関ともおっしゃっていましたが、日本経営品質賞を参考にしながら、そのような提案を今回させていただいてお

ります。お手元のほうの資料を見ていただければと思います。

実は、ある学校の評価についての資料を、ある教育委員会からいただきました。それはA、B、C、Dの評価ランクがありまして、Aランクが一番いいのです。達成度が75%以上でAランクになっていたのです。それを見たときに民間企業で75%の達成でAはつかないだろうと。はっきり言って緩いなど。これは潰れないからそれでもいいわけです。これを見たときに、首長さんや教育長さんや教育委員のみなさん方のリーダーシップといった「人」に関する要素に各地域や自治体の教育成果が委ねられるのではなくて、制度としての仕組みを作る必要性を強く感じました。

言わば、誰がやっても高品質標準化された教育成果を作ることができる仕組み、人に依存せずに、高い教育成果を生み出す仕組みを持つことが大切だと思うのです。

資料にも「高品質標準化のイメージ」とありますが、例としてA市、B市、C市、D市の評価結果をグラフで表していますが、4つの市の評価の平均値を平均基準として、それを目指すべき教育成果とするのではなくて、最も高いB市のレベルを全体の目指すべき教育成果のレベルと捉え、他の市をどう引き上げていくか、また他の市が、B市のどんなところをベンチマークしていくかを考えて活動していくような仕組み作りが必要だと思うのです。

これらの仕組みを実現していくためのステップ1～6をご提案していますが、時間もございませんので端折らせていただきますが、まとめとしましては、新しく第三者機関を設置してアセスメントをきっちりとやる。そして優秀な成果を作ったところは表彰し、成功事例としてそのプロセスを開示する。逆にそうでないところは改善、改革するべきところを可視化して、アドバイスをを行う。それを仕組み化していくことが高品質な教育を日本全国で展開し、そして世界で活躍していけるグローバルな人材を育成していくことに最も寄与するのかなと思います。

ちなみに日本経営品質はどこから来たのかというと、アメリカが1980年代に経済が落ち込んだ時に、当時のレーガン大統領のもと、世界中で活躍している企業のやり方を徹底的に調査しまして、それらをまとめることで、優れた企業経営の手法を提示しました。それを元にした審査基準、アセスメント基準でチェック、改善していくことで、企業の経営品質を向上させることをしたわけですが、その結果、アメリカ経済が復活したと言われております。

私の意見としては、そういう変革の中で抜本的な改革をしないと、日本の中では潰れなくても、本当に重視すべき教育水準や教育成果、そして人材の育成という観点で見れば世界には太刀打ちできない危機的な状況になってしまっていると思っています。国が主導して高い教育水準を、全国で高品質標準化できるようにするための仕組みを作る必要があります。

端折りましたので不十分な説明かと思いますが、以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに。

大竹委員、どうぞ。

○大竹委員 先ほど下村大臣からお話ありがとうございましたとおり、本日、選抜高校野球大会が開幕し、開会式に大臣がおいでになった。私が申し上げたいのは、日本の野球は少年野球から始まりプロ野球までである。さらにはアメリカに優秀な選手が渡りプロ選手として活躍している。

こうした広い裾野をもった分野からヒントを得るとともに学ぶべきことがあるのではないか。さらに、高校野球の規則に見られるように、野球には公正なルールがあり、ルール違反は絶対に許されない。この公正ということを経済界に取り入れるということが今ここで皆さんがいろいろと議論されている部分のベースになるのではないかとということをお願いしたい。

貝ノ瀬先生がおっしゃったコミュニティ・スクールにつきましては、私も今年の第1回の全国大会にて1,400名以上の前で基調講演をさせていただきました。全国の皆さんがお集まりになって本当に熱心な熟議が行われました。こうしたものが定着することで教育、さらには地域の取り組みが大きく変わるのではないかと気がしてなりません。

野球チームは全国に無数あり、あらゆるところに拠点があります。全国に張り巡らせるというのがコミュニティ・スクールそのものではないかと思っておりますので、ぜひ広めていただければと思います。以上でございます。

○鎌田座長 ほかに御意見いかがでしょうか。

どうぞ。

○下村大臣 なければ私のほうから、貝ノ瀬委員の資料でお聞きしたいと思ったのですが、今も大竹委員からコミュニティ・スクールの話がございました。今回の教育委員会制度についても、このコミュニティ・スクールを連動させる形で、そこから教育委員も選出するということの改革案が出されておりますが、コミュニティ・スクールそのものはすばらしい考え方だと思っているのですが、ただ、残念ながらなかなか文部科学省の目標にはほど遠い、全国の中でもそれほど広がっていないという中で、何が問題、実際は貝ノ瀬委員のところの三鷹市は全てコミュニティ・スクールをやっているわけですから三鷹市については問題がないということだと思えます。ほかの自治体がなかなか取り組んでいないのはどういう要因が問題だと考えられているか。実際にコミュニティ・スクールをされていて、教育委員会の連動の中でありませけれども、どういうことで活性化し、その中の代表者を教育委員の中に選ぶということの中で、いかにコミュニティ・スクールというのが教育の活性化の中の位置づけとして重要とお考えになっているか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○鎌田座長 どうぞ。

○貝ノ瀬委員 ありがとうございます。まずコミュニティ・スクールですけれども、これはいわば学校がオープンになって地域の皆さん、保護者の皆さん方が学校の教育に関与す

る。その関与の仕方は法律に規定されているわけではありますが、なかなか広がらないというようなところは、昨年の4月1日の段階で指定が全国1,183校なのです。1年たっていないので1,500校ぐらいになっていると思いますが、文科省の努力目標としては5年間で3,000校と立てておりますけれども、なかなか一挙にはいかないという事情というのは、先ほど来から八木委員も指摘されておりますけれども、教育委員会や学校のもたれ合い、閉鎖性の面も否定できないと思います。つまり、教職員の人事についても、意見を申し述べるができるという規定があるわけですが、これは必ずしも細かく実行するということは教育委員会規則で決めればよいことなのですが、そのことについて非常に教育委員会、例えば校長出身の教育長とか校長先生方の一部には地域の人いろいろなあだこうだ言われるのは面白くないという、素人が何を言うかというような風潮がこういったものを進めさせていないという現状があると思います。

また同時に、ずっと今までも地域との関係は、学校は円滑にいつているので、あえてそういう仕組みをつくる必要もないのではないかとお考えになっている方もいらっしゃると思いますが、もう一歩進んで、この仕組みをつくるということは、ただ単に地域の皆さんと良好な関係を持っていくということを超えて、市民の皆さん方が学校の先生とともに子供たちと一緒に当事者意識を持って子供を育てていく、学校をよくしていく、学校の質を上げていくという透明性の中で推進していくという仕組みでありまして、同時にこれは教員もどうかかしてられないということになりますし、また地域の方々もその問題解決の中で御自分たちの人間的な成長ですとか学ぶということのきっかけにもなりますし、そういう意味では地域が活性化していくというツールになると思います。ですから、そういうものが正しく理解されていないというところがあると思います。これは必ずしも地域の成熟性が高いとか低いとかではなくて、その趣旨をしっかりと捉えていただいて、地域社会をどう高め、そして学校の質も高め、市民のレベルも高めていくかということにつながっていくような考え方が必要だと思います。

熊本県にしても、高知県にしても、例えば熊本ですと産山村とか小さな村でも、また南国市という高知のほうでもコミュニティ・スクールをやっております、村だから成熟がどうかということではなくてそういうところもあるわけで、これは別に都会、大都市の専売特許ではないわけでありまして、地域ぐるみで子供を育てる、社会総ぐるみで子供を育てていくという仕組みでありますので、それを正しく理解してもらう必要があると思います。

これは当然教育委員さんたちがコミュニティ・スクールの代表の方々が担っていくということになりますと、地域のいろんなさまざまな課題を抱えた上で話し合いがなされていくと思いますので、当然のことながら、これは教育委員会の話し合いも活性化して、教育長さんも非常に参考になる意見がもらえるのではないかと思いますし、またそういう多面的な地域のいろんなニーズ等も踏まえた上で教育行政を進めていくということは、首長さんにとっても安心した教育行政が行われていくということで、首長さんにとっても非常に

安心なのではないかと思うわけであります。そういった点で、今は数が限られておりますけれども、できるだけ努力義務として、できるだけ多く広がっていくということが求められると思っております。

以上です。

○鎌田座長 よろしいですか。

○下村大臣 はい。

○遠藤衆議院議員 関連していいですか。

○鎌田座長 どうぞ。

○遠藤衆議院議員 今のお話の続きでお伺いしたいのですが、それだけの有効性があるということなのですが、これは現実的には首長の判断でつくっているのですか。それとも教育長の判断でつくっているのですか。それとも学校長個人が自分の判断でつくっているのですか。現状を教えてください。

○貝ノ瀬委員 発案は、大体調査したこともあるのですが、教育長がリーダーシップをとっているというところが多いです。一部であります。首長さんが非常に関心を示して、例えば岐阜などはそうですけれども、教育長にそういったことを少し勉強してみたらどうかということで展開してきた。校長先生は一定の権限はちゃんと持っているのですが、教育委員会の意向というものはどうしても大事にしようとして考えてくれていますので、教育長の意向、教育委員会の意向を考えて推進しているというところが多いと思います。現にその学校をコミュニティ・スクールとして指定するというのは、教育委員会の作業になりますので、最終的には教育委員会がどう考えるかということになっていきます。

○遠藤衆議院議員 継続して申しわけありません。そうすると、その前の前提の首長、市町村長がやろうと判断して、ぜひ教育行政でやってくださいといったときに、教育長がそれを受けてやれば全ての学校でできるということになりますか。

○貝ノ瀬委員 すぐそういうことになりますね。もう5分ぐらいでできると思います。

○鎌田座長 ほかに御意見いかがでしょうか。時間の関係もございまして、国、都道府県の市町村の役割権限、すなわち国の権限の在り方、都道府県と市町村の権限関係などにテーマを移したいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 戦後65年間の教育委員会制度というのは、多くは私ども地方から見ていて、いくなれば都道府県の教育委員会が一番機能したというか、現実の実態が教職員組合の強い力に対抗できるのは、市町村教育委員会ではなくて都道府県教育委員会であるということが過去の歴史で、そのとき教育委員会の果たした機能は、どちらかといえば何もしない言いわけとしてのクッション、あるいは何かするとき教育委員会が決めたのだという言いわけのクッションであったと思います。

現実には、今の時代になってくれば、大幅な権限を市町村に譲っていく時代で、そのことが特定の組合勢力でガタガタになる時代ではもうなくなってきたと思います。そういう

意味の機能というのは、教育長を独任制として、いろいろ御議論が今まで出ているような方向で、市町村の教育長の資質が問われることとなります。ただ、権限行使の中で私が前回も申し上げましたように大変気になるのは、県費負担教職員の人事権を市町村に持たせることが多くの市の御意向でもあるのですが、1つだけ大切なことは、例えば小笠原村の教職員人事は、大田区の教育委員会が引き受けるのですよと。だから、そういった形で永久就職するときに、自分が小笠原とか伊豆の大島とか隠岐島だけで一生を過ごすのではなくて、広い活躍舞台があるのだよという抱き合わせでないとこれはできない。それが任意制で共同事務組合をつくってください、大きな市と小さな僻地、離島と一緒にさせていただきといっても、大きい市のほうが私は知らないと言われたら終わりになるようでは困るから、その担保をどうするのかということを経済づけて、きちんと手当をしないと困るなと思います。

といいますのは、明治時代の小さい町村長の大きな仕事は、現在、医者確保をするのと同じように、当時は学校の先生をどうやって山の中や離島に来てもらうかということが最大の課題であった。その愚は繰り返さないでほしいと思います。

○鎌田座長 御多忙の中、総理に、御出席いただきました。ありがとうございます。

本日は八木委員、貝ノ瀬委員から御発表いただきまして、ただいまその発表も踏まえて意見交換をしているところでございますが、現時点では国、都道府県、市町村の役割、権限の在り方について議論をさせていただいているところであります。

加戸委員、途中で失礼しました。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。

河野委員、お願いします。

○河野委員 ありがとうございます。先ほど教職員の人事権について、市町村へ移譲するという考え方が加戸委員からありました。責任ある地域教育行政を行うためには、必要な考え方の一つだろうと思っております。

一方、市町村の事務局における教職員の採用や人事異動等の事務処理についての体制強化や、山間部や離島を有する市町村への優秀な人材の確保についての課題が挙げられております。先ほどの話にもありましたように、小規模の市町村については、周辺市町村と積極的に連携を行い、広域化を進めることによってクリアできるかと思っております。

ただし、現行制度においても都道府県における教育の格差は、徐々にではありますが、広がりを見せております。特に、教職員の採用試験の倍率等を見ても、都道府県によってかなりの差が出ています。その要因の一つに、教職員の給与が自治体によって差が出ることが挙げられると思われまます。地域の財政状況によって、教職員の給与が独自にカットされており、つまり、3分の2の地方負担分が財政状況によってカットされるということから、教職員の給与にも格差が出ています。そういうことによって、どの地域においても優秀な人材を確保することが教育の機会均等であり、教育水準の維持向上という点から見ても非常に懸念される場所ではないかと思っております。

したがって、どの地域でも質の高い教育を子供たちに提供する意味からも、義務教育費国庫負担制度における国と地方の負担割合を見直すことで、教職員給与の格差が是正できるのではないかと、そういうことも併せて考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、蒲島委員、どうぞ。

○蒲島委員 2つあります。

政令市では、教職員の任免権は政令市が有していますが、給与負担は政令市ではなくて県が有しています。そういう意味では権限と責任の所在が非常に不明確ですので、両方とも政令市が担うべきべきと考えます。

もう一つ、国の関与について、現場の先生たちからは、学習指導要領でガチガチに決められていて、教育現場の自由度がないと聞いています。ですから、地方の創意工夫や地方独自の展開が可能となるように、規制や基準については、国の関与をむしろ弱める方向で検討すべきではないかと思えます。そのほうが、地方の創意工夫ができる。私自身は、熊本県の子供たちはみんな英語を話せるような英語教育をしてみたいのですが、おそらくそういうことは指導要領ではできないようになっていないかなと思えますので、地方において自由度が高まるようお願いしたいと思っています。

○鎌田座長 ほかにいかがでしょうか。

曾野委員、どうぞ。

○曾野委員 いつも、論点からはみ出たような部分の発言ばかりいたしまして、申しわけありません。

私は3月12日に、豊島区の教育委員会を見学し、関係者が実に細かいところまで眼を届かせていらっしゃるのに、尊敬の念を覚えました。

しかし同時に私は背後の問題に触れなければならない、と思います。

それは言語能力、日本語の力の問題です。

今日、この席でも、議論の中で、さまざまな言葉が飛び交いました。たとえばですが、中立性、独立性、活性化、継続性、安定性、と言ったような言葉です。どなたも、そして私も、それらを理解したと思っていますが、現実には、一人一人が考えることは、違っていると思います。

ここに集まっているのは、多分、日本の標準から言えば日本語を使うことに慣れた人たちです。しかし一般の日本人の、或いは、学校の生徒の、日本語の学力というものは、現在、眼を覆うばかりに衰えているといわれます。それは過去の日本の教育の結果でありましょう。本を読むことに慣れさせず、作文の時間を減らし、映像によって知識を得れば、それでよしとする空気があったのだと思います。

実は一つの国民が、自国語で「読み、書き、喋ること」ができるということは、そう簡

単に実現することではないのです。

私はシンガポールの例を知っていますが、あそこの中国系市民の若者たちは、英語も日本人よりはるかに達者に喋りますし、家系の出自によっては中国語もできる、という羨ましい状況にあるように見えます。しかし実は英語も完全ではない人が多く（発音はことにひどい「シングリッシュ」だと、リー・クアンユー初代首相が言ったという話もありますが）、中国語は喋ることはできても、書くことはできない人も少なからずいる。

現実を見ると、一つの言語を完全に自分のものにして読み書き喋る機能を使いこなすということは、なかなかできないことなのだと感じさせられます。つまり日本人であっても、日本語のできない若い世代が確実に増えているのです。しかし一つの言語をマスターすることこそが、真にその国の国民として文化を受け継ぐということでありましょう。

日本語が完全にできない、親たち、生徒たち、時には先生などが、そのマスターしていない自国語の言語によって人間関係を築こうとしたら、これは実に土台の不完全な危うい理解や規則を共有することになります。

こういう場合に思いだすのですが、私はアフリカに毎年のように行くのですが、或る時、マダガスカル の僻村で、調査のために同行した日本人医師が、村人に診察を頼まれました。牛の角で突かれたのかケンカかわかりませんが、傷口がまだ開いていて、そこを何とかしてくれというのだそうです。ドクターは薬をつけ、その日は私たちと共に奥地に入りました。しかしその患者のことは気になっていたらしく帰り道にぜひその村に寄って、傷口の具合を見たいと言われました。

その夜、私はそのドクターの心配を知ったのですが、薬をつけるとすぐ傷口だけは治る。しかしその場合に、中に菌を残したまま口を塞いでしまうことになる。それでそのドクターはずいぶん迷われたそうです。むしろそのまま傷口から膿が出るようにしておいた方がいいのではないかと思ったけれど「思い切って薬を塗布して、心配しながら帰り道に患者のうちに立ち寄って見たら、傷はすばらしくよくなっていました」と私に打ちあけてくださったのです。

日本人は今、生徒も親も、日本語が極度にできない社会を看過したまま、実に複雑な状況を抱えた状況を抱えた教育問題を討議して、それを解決しようとしています。それは実は非常に危険なことなのです。見える部分だけを糊塗しても、中に膿んだ部分は残ることになります。

教育委員会の内容を、今日ここで討議されたような方向で進められることに私は賛成ですが、同時に国語教育に深い危機感を持ち、いっそうその点に力を入れてくださることを希望いたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 きょうは午前中、甲子園球場での入場行進があったり、国歌の斉唱があり、下村文部科学大臣のお話をお伺いしたりしました。女子高生の非常に涼しい歌声の国歌斉唱を聞き、涙が出るほど感動しました。ああ、いうことができる様になっているのだのだなと。

「皆さん、帽子を脱いでください」とか「御協力ください」というアナウンスがあればみんなが脱帽して国歌に耳を傾ける。そこから流れてくる国歌が非常に美しく胸に響く。やはり日本は変わって来たなと思うのです。多分、今、変わりつつある時なのだなあと。かつて、学校現場では、職員団体との戦いに明け暮れ、国旗を式場に掲揚できない、あるいは、ある県では卒業式の前日に校長が自殺するなどの事態も発生しました。ああいう事態が起こったときから考えれば、一見非常に教育現場の状況が改善されているのかなと思うわけです。

ちょうど安倍総理も見えられたので、改めてお二人に申し上げますけれども、教員の待遇は年々低下しているように感じられます。校長職まで含めましても、処遇が非常に悪くなっています。一部のメディア関係者には、学校教員の処遇が随分高いのではないですかと言う方々もいますが、実態としては国民教育のような非常に重要な役割を担う者に対する処遇は、公務員一般を含めても低下しています。

低い故に、先生方のモラル、職業意識、そういったものも乏しくなっている状態が見えてきています。それがさまざまな形で発生する不祥事等の増加につながっているのではないかと思います。かつて教員の人材確保に取り組んだ教育行政の大きな柱として、教員の待遇改善について「破格の対応」をしていただきたい。そうすれば日本の津々浦々、先ほど話に出ました小笠原村（私も小笠原村に4年間勤務しましたけれども）や過疎地など、どんなところにも赴任して骨をうずめてもいい優秀で熱意ある教員が多数出てくるのではないかと思います。

第二は教員の定数です。

これはいまの子供たちや取り巻く環境を見れば非常に大変なことは明白でしょう。モラルが低下する中で、多数の児童・生徒を扱っていて、本当によい教育が出来るのでしょうか。特に、保護者の要求が強まる中で、学校教育の水準を維持することは困難です。

教員の定数を大幅にふやすか、または一クラスの児童・生徒数を少なくし少人数教育を徹底させるか、そういうことに取り組んでいただきたい。施策を改めることは簡単なわけですが、制度を変えるとといった小手先の処方ではなく、教育を担う学校現場の教員に対する手当をもっと改善することが必要です。

責任がどこにあるのかということでもう一点例を挙げますが、東京都ではかつて校長が人事面での改善のお願い（要求）に行くのは本庁（教育委員会）の人事部に赴いて、担当の管理主事に相談すればよかったです。聞き入れてもらえなくても、直接進言や相談ができたのです。ところが、今は学校現場をきめ細かく支援するのだという意図からか、幾つかの支援本部がつくられて、都立高校の校長はその支援本部に行ってお願ひすることに

なります。そこに支援本部がもうけられたことで、話しは出先で止まってしまい、決定権を持つ肝心要の本庁人事部までには意見が通らないという実態が生まれています。

圧倒的な待遇改善と教員定数の抜本的な改革こそ教育再生の根本的な柱です。すがすがしい生徒の歌声を今後も耳にするためにも、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 私、先ほど文部科学省の権限を強化すべきだという発表をさせていただいたのですけれども、それは文部科学省の義家政務官に先ごろ御苦労いただきまして、沖縄県の八重山地区の教科書採択における違法状態を何とか是正しようということ動いているのですけれども、なかなかうまくいかないわけです。つまり、文部科学省にそういう権限があまり残っていない。今日は一覧表で、他の省庁にはいろいろとありますよということをごらんに入れたわけですけれども、先ほど蒲島知事から、地方の自由度を高めるべきだという御意見もあったのですが、私も地方の現場をガチガチに縛るということについては反対です。しかし、やはり最後の権限を文部科学省が持つておかなければ、教育の機会均等、憲法が保障しているものでありますけれども、それもうまくいきませんし、あるいは違法状態を続けているところに対して是正の指示が出せるように持つていかないと公教育が担保できないという意味もありまして、先ほどそういった発言をさせていただいたということでございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

加戸委員、どうぞ。

○加戸委員 先ほどの鈴木委員の意見に全く全面的に賛成です。1つ、昭和54年に学習指導要領を改定して、学校行事等では国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは望ましい。でも、現実にそれが行われるのには既に30年かかるのです。望ましいと言っても聞いてくれない分野があるということ、これが教育の歴史です。

八木先生が文部省のことをおっしゃったけれども、指導というのはこうしたほうがいいですよであって、嫌だと拒絶反応を持つことについては何も力がないというむなしさを私は感じてまいりました。

教員の給与の話がありました。これは昭和49年に人材確保法ができて、6年間の間に行政職よりも20%アップしました。結果的にはずっと30年かけて目減りして雲散霧消している。ですから、そういった点でこれは財政的に大変だとわかるのです。でも、公務員全体の中で少なくとも行政よりは有利だよと、全部下がってもいいので、下がった中で公務員の中で教員はいいですよと、そんな形にもう一度時代を呼び起こしていただければありがたいと思います。

○鎌田座長 まだ御発言のない方の御発言を求めていきたいと思います。

武田委員、どうぞお願いします。

○武田委員 3月12日に私自身も練馬区の教育委員会を拝見させていただきましたが、そ

のとき大変意見が闊達に出て、教育委員会が形骸化していると言われる中、感動しました。ただ、やはり月に2回程度の会議の時間しか持てない中、そこで全ての決定がされるということに対して権限が強すぎる印象を私自身少し持ちました。

さらに、先ほど委員の皆さんがおっしゃっていたとおり、教育長に意見を言うときに全然経験のない例えば私のような者が教育長に専門的な意見をぶつけることができないので、委員の中でももともと練馬区のすばらしい教員の方々が多という印象がありました。その中で学校の先生方の配置や全てのことを決めていくというのは、仲間意識が働いてどうも厳しいのではないかと、そういう印象を受けました。

私自身、専門的なことを言うのではなく、全体的なことしかお話しはできないのですが、例えばコミュニティ・スクールに対する広がり、私自身もどんどん進んでいけばいいなと思っているのですが、その広まりが薄いという問題に対して、今、教育の現場でしんどいことを押しつけられるとか、あるいは素人の方に意見をぶつけられるのが嫌だという意識で教員になられる方とか役職になりたがらない方が多いという悲しい現実があるのですが、本来、教育で子供たちを育てていくということはすごく魅力的なことであるので、今、制度のさまざまな意見が出ましたが、私は本当に全て賛同するような御意見ばかりだと思いますが、ぜひこれから皆さんに、教育は魅力的なことであるということを経験していただくと思います。

○鎌田座長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 先般、日曜日に防衛大学校の卒業式がありました。私、来賓代表挨拶ということで行ってまいりました。また、安倍総理大臣のお話は学生の家族に対する深い思いやりと感謝の念を尽くされたすばらしいお話でした。やはり文部科学省所管の大学、私が勤めていた東京大学とも性格が違うのは当然なのですが、どこの大学でも教育という点においては同じなのです。一番顕著な違いは、防大生は、普通のルールやマナーを普通に守っているということなのです。つまり、人への接し方やモラル、倫理、こうした点でごく普通に若者がはつらつと生活している。私が教えていた大学での学生に接したときに感じる印象とどうも違うのです。格別な学校教育ということでもなく、どの教科でも心の在り方とか、問題の考え方などにも大きな筋が必要ではないかという印象を強く受けました。

最近、そういういろいろなことを考える機会が多いのです。先般、江田島の海上自衛隊の幹部候補生学校で講演しましたが、同じことを考えた次第です。私が見るところ、日本の自衛官は全体として心技体と申しますか、バランスのとれた良識的な人が多いという印象を幹部を含めて持っていますが、こういう彼らのような経験と忍耐力といった要素が一般の教育にはなぜ見られないのかというと、日本の特に戦後の日本人には、教養の部分として欠落した部分があるからです。それは1つには軍事や安全保障といった領域を批判的にせよ肯定的にせよ、きちんと教養として持ってこなかったことです。ですから、あるときに大学生が卒業して役人や企業人になってから教養の欠落部分に関心を持ってと言ってもなかなか難しいという現実がある。これは私どもの教育の再生を考えていく場合にも

問題意識としてどこかで持つておく必要があるかと思ひます。教育委員会にはこのような大局的観点から、モラルの在り方を含めて教育の在り方も考えてほしいと希望します。

○鎌田座長 それでは、富田議員、どうぞ。

○富田衆議院議員 八木先生、貝ノ瀬先生の御提案は、多分地教行法の改正を伴っていくと思ひますので、室長のほうからでも御提案を受けた場合にどういふ法改正が必要になるのか、またほかの法制度に影響がないのかどうか、レジュメでも何でもいただければと思ひますし、我が党は教育改革推進本部でこの教育委員会制度も議論しているのですが、そういう中で現場の先生にお話を聞いていて、先ほど鈴木委員がおっしゃっていましたけれども、副校長さんにお話を聞いたのですが、団塊の世代の先生たちが大量にいなくなつて、若い先生たちが入つてきて、この人たちを教えようがない。副校長は教育委員会の対応ばかりに追われている。

本当に現場をわかつた上で教育委員会制度を議論してほしいというようなお話もありましたので、ぜひそういう方向も検討していただきたいと思ひますし、素人が専門家を指導監督するというような今の教育委員会制度の弊害が出てきてお二人の委員の先生の提案になつたと思ひますので、そのあたり、素人の集団の中にいい人材をどうやって入れるか、コミュニティ・スクールのお話もそうですし、学校評議委員会から入れてもいいと思ひますけれども、アメリカは逆に教育委員会がヘッドハンティングして教育長を選ぶという制度を使つているということで、日本とは逆なのでしょうけれども、そういう本当によい教育長をどう選んでくるかというところは、貝ノ瀬先生の御提案にもありましたけれども、教育していかなければいけない、そういうところもぜひ議論していただければと思ひます。

○鎌田座長 最後になりましたけれども、佃副座長から、全体について御意見をいただきます。

○佃副座長 せっかくの御指名でございますので、一言だけ。私も豊島区の教育委員会を拝聴したのですが、議論を聞いていますと、一般の取締役会を想定しますと一人の社内執行役も兼ねておる取締役と4人の社外役員の議論を聞いていますのでございまして、これが各自同等の権限と責任をもって最終決定をするのかと非常に奇妙な感じがいたしました。

会社法では社外役員の責任と権限というのは限定された範囲での責任を負つておるわけで、したがつて、株主代表訴訟になつたときに社外役員の責任にはシーリングがかかるわけですが、一般の役員はもう無制限な責任をとらなければいけないわけですが、ある種シーリングがかかつて一定の1,000万なら1,000万までの責任と決められている。すなわちそれだけ責任をとらないということは、各議案についてグランドデザインを全部自分がわかつていて、総合的に判断するというのをもともと期待していない。

例えばCSR (Corporate Social Responsibility) だとか、そのリスク管理ということについては社外役員の方にぜひ責任を持って発言していただきたいという役割分担が非常に

はっきりしている。ところが、教育委員会は1対4の格好で全てを決めてしまおうと、あるいはグランドデザインをそこで決めてしまおうということに大変な無理がある。

社外役員の方もあれではお気の毒だというような気がしましたので、責任をとるのは教育長を中心とする行政機関が全責任をとってペナルティも自分が受けるということで決めていただいて、その教育委員会は先ほど尾崎委員のほうからも御指摘がありましたけれども、ある特定の分野に対して、外部目線の反映とか政治的な中立性の確保という意味で権限と責任をとって、それができなかつたらそのペナルティを自分たちが受けるのだというかなり限定された権限と責任を持たしたほうが機能的に動けるのではないかと感じました。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

私の不手際で少し時間を超過してしまっておりますけれども、本日いただきました御意見をもとに私と事務局とで教育委員会に関する提言の素案を作成させていただきたいと思っております。提言の素案につきましては、4月上旬に開催を予定しております第5回会議におきまして皆様にごらんいただき、さらに御意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

各委員の提出資料の6ページに、蒲島委員からの第一次提言に関する御意見を頂戴しています。そこには、第一次提言に「平穏な社会関係を形成する」という表現がありますが、この表現では、議論を避け、単に波風を立てずに平穏な人間関係を形成するような教育を重視するという意味合いに受け取られますので、この一連の表現の根底には、「多様な意見や立場を乗り越え、議論を交わし、その上で互いが認め合い、尊重し合い、そのような中で問題に対し公正な視点で考え行動する力を身に付ける」旨があるということはこの会議の共通認識としていただきたいと思いますというご提案が記されています。

第一次提案の取りまとめに当たりました者として、曾野委員からも御指摘がありました日本語力の不足を強く反省すると同時に、内容的には蒲島委員のおっしゃったとおりの趣旨で書かせていただきましたので、委員の皆様方には御異論がなければ、ご提案の通りの共通認識を確認させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鎌田座長 それでは、最後に安倍総理から一言いただきたいと思っておりますが、その前にプレスが入りますので、申しわけございませんが、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○鎌田座長 よろしいでしょうか。

それでは、安倍総理から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

総理、よろしく願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 本日は、前回に引き続き、教育委員会制度について、ご議論をいただきました。

教育委員会制度は、教育制度の根幹にかかわる議論になっていくのだらうと思います。中身の濃い議論のために御尽力いただき、御礼申し上げます。

前回、第一次提言としてとりまとめていただいた、いじめの問題等にもかかわって、教育再生を実行していくためには、教育の責任体制の確立は避けて通れない課題であります。

この観点から、私は現行の教育委員会制度について、教育現場で起きている問題に、的確かつ速やかな対応ができる体制にするため、抜本的な改革が必要であると考えております。

また、この問題は、首長と教育委員会の関係、教育における国の役割など様々な論点が、かかわってまいります。責任と権限の問題、政治的中立とは何なのかということも含めて、ご議論していただきたいわけです。

議論の中で、首長とまったく切り離す、というのは一つの考え方ですが、そもそも市長にしろ、知事にしろ、自分がこういう教育をしたいということを市民や県民に問い、同意を得ても実行できないというのはおかしいのではないかとというのが素朴な疑問です。

教育行政と教育の中身は別でございますが、そういった点もしっかり整理して、議論していくことも必要ではないかと思っております。

こうしたことも含めて、この会議において、改革の方向性をお示しいただきたいと考えております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、本日の第4回「教育再生実行会議」はここで閉会とさせていただきます。

皆様、本日は御多忙のところをどうもありがとうございました。